

益子町公共下水道工事施工条件明示書

益子町産業建設部建設課

益子町公共下水道築造工事（第26-2工区）に係る施工条件について、以下のとおり明示するので契約書、設計図書及び栃木県土木工事共通仕様書等により、適切に対応すること。なお、明示のない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき甲（発注者）・乙（受注者）協議できるものとする。

<建設副産物関係>

1. 建設発生土が発生するので、その処理方法等について以下のとおり処分を見込んでいる。

■ 指定（B） 運搬距離4.0km

2. 建設廃棄物が発生するので、その処理方法等について以下のとおり処分を見込んでいる。なお、運搬距離を積算するためのものであり、処理施設を指定するものではない。

■ 指定（A） アスファルト殻

運搬距離5.8km 真岡市清水地内

3. 仮設材の運搬が発生するので、以下のとおり見込んでいる。

運搬距離3.6km 数量9.0t

4. 舗装版の切断時に発生する濁水の適正処理については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき適正に処理しなければならない。下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。

運搬距離19.4km (株)セルクリーンセンター

<安全対策関係>

1. 交通誘導員を配置すること。

交通誘導員B 昼間勤務 実働8時間 25日×2人 計50名 を計上する。

なお、実情に合わない場合、指示により条件が変更になった場合は協議するものとする。

<その他>

1. 汚水桝の所有者立会について、所有者が着工前及び完成の立会を行うとともに写真管理を実施すること。

2. 近接工事との工程調整について、一工事のみが集中して工期遅れが生じないよう適切に実施すること。

3. 工事を施工するにあたり、近接工事との工事調整が必要と認められる場合にはその調整が完了した後、施工を行うこと。

4. 施工計画書に基づいた施工管理を行うこと。

5. 付帯工（舗装復旧工）の表層施工については、管路埋設完了後から一定期間の自然転圧期間を見込み、工程を調整すること。